

社外役員の独立性基準

シミックホールディングス株式会社

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下、総称して「社外役員」といい、社外役員候補者を含む。）の独立性を判断する基準を以下のとおり定め、社外役員が次の各項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断する。

- ① 当社及び当社の子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行者^{注1)}
又は過去10年以内に当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者^{注2)} 又はその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先である者^{注3)} 又はその業務執行者
- ④ 当社グループから役員報酬以外に、一定額^{注4)} を超える金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- ⑤ 当社グループから一定額^{注4)} を超える寄付又は助成を受けている者（当該寄付又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
- ⑥ 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に有している者）又は当該大株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者
- ⑦ 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に有している会社の業務執行者
- ⑧ 上記②から⑦に過去5年間に於いて該当していた者
- ⑨ 上記①から⑦に該当する者が重要な者^{注5)} である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

- 注1)「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号の業務執行者をいう。
- 注2)第②号において、「当社を主要な取引先とする者」とは、「直近事業年度におけるその者（又は会社）の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた者（又は会社）」をいう。
- 注3)第③号において、「当社の主要な取引先である者」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者（又は会社）、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者（又は会社）」をいう。
- 注4)第④号及び第⑤号において、「一定額」とは、「年間1,000万円」であることをいう。
- 注5)「重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、監査役（社外監査役を除く。）、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人をいう。

制定：2015年12月16日